

「十条駅付近沿線まちづくり」について

平成 30 (2018) 年 2 月

北区 まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部

十条まちづくり担当課



「十条駅付近沿線まちづくり」について

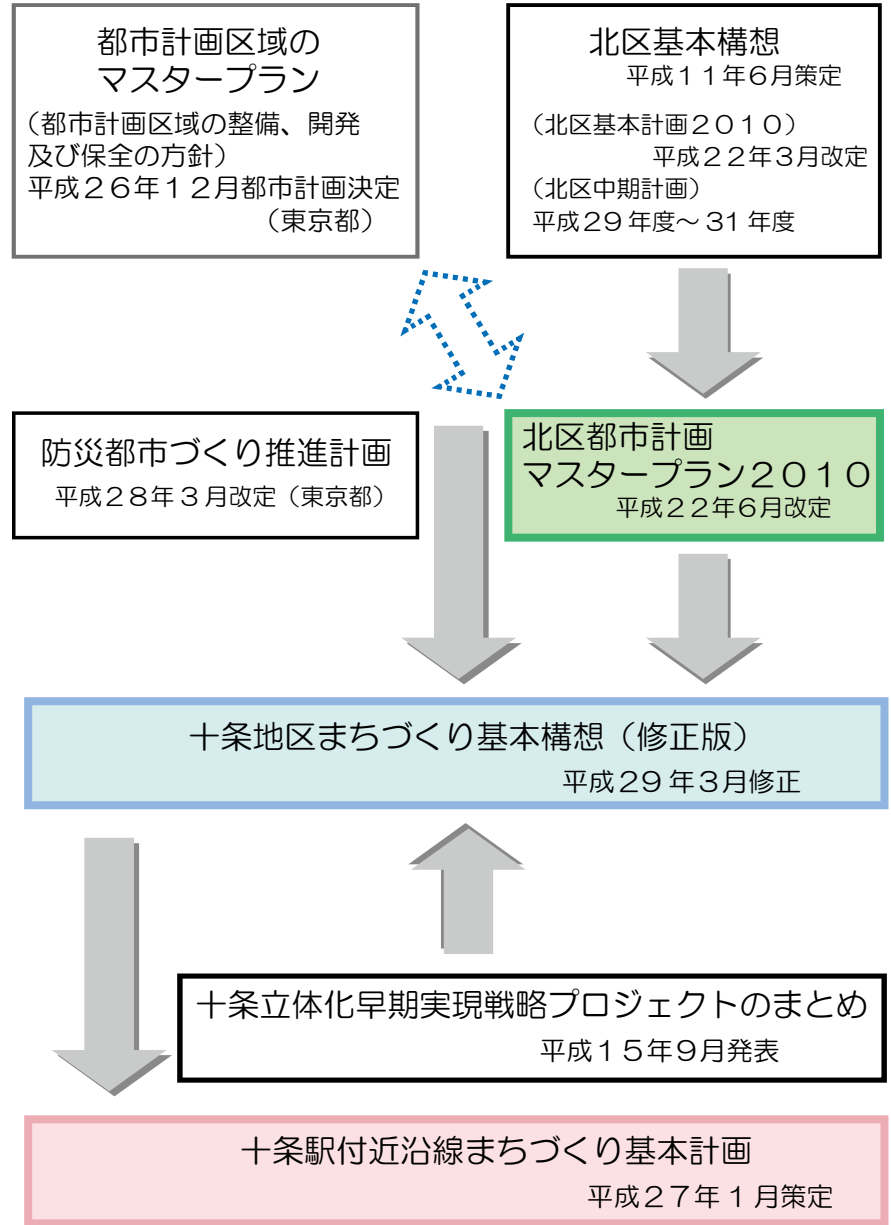
「十条駅付近沿線まちづくり基本計画（平成27年1月策定）」および十条駅付近の連続立体交差化計画等を踏まえ、道路の整備・駅前の広場空間の整備や安全で良好な環境の住宅地形成など、十条駅付近沿線東側のまちづくりに関する考え方をまとめたものです。

「十条駅付近沿線まちづくり」の位置づけ

■北区都市計画マスタープラン 2010
十条駅周辺は、鉄道の立体化の実現とともに、駅利用のための道路や回遊性のある歩道空間などの整備と、「にぎわいの拠点」を創出するため、西口再開発の広場拡張とともに、東口においても広場などの整備を進めることとしています。さらに、木造住宅の密集地域において、非常時の避難や救援の際のネットワークを充実するため、生活道路網の整備を進めることとしています。

■十条地区まちづくり基本構想
JR埼京線の鉄道立体交差化により、東西市街地が一体となった「にぎわいの拠点」を形成し、駅東口は、居住環境の改善及び防災性の向上を図るまちづくりを進めながら、広場や主要生活道路のネットワークを図る南北方向の主要生活道路などの基盤整備を行い、回遊性・利便性の向上を図るとともに、あわせて土地の有効利用を図り、駅周辺の一体的な活性化を進めていくこととしています。

【「十条駅付近沿線まちづくり」の位置づけ】



■十条駅付近沿線まちづくり基本計画
今後「展開すべきまちづくり」の方針を以下のとおり定めています。

- 1 木造住宅密集市街地の改善や消防活動困難区域の解消を進め、防災性の向上を図ります。
- 2 駅付近道路網を強化し歩行空間を確保するため、道路を整備します。
- 3 東口駅前の基盤整備と安全で良好な環境の住宅地形成を進め、「にぎわいの拠点」を整備します。

■「にぎわいの拠点」の整備

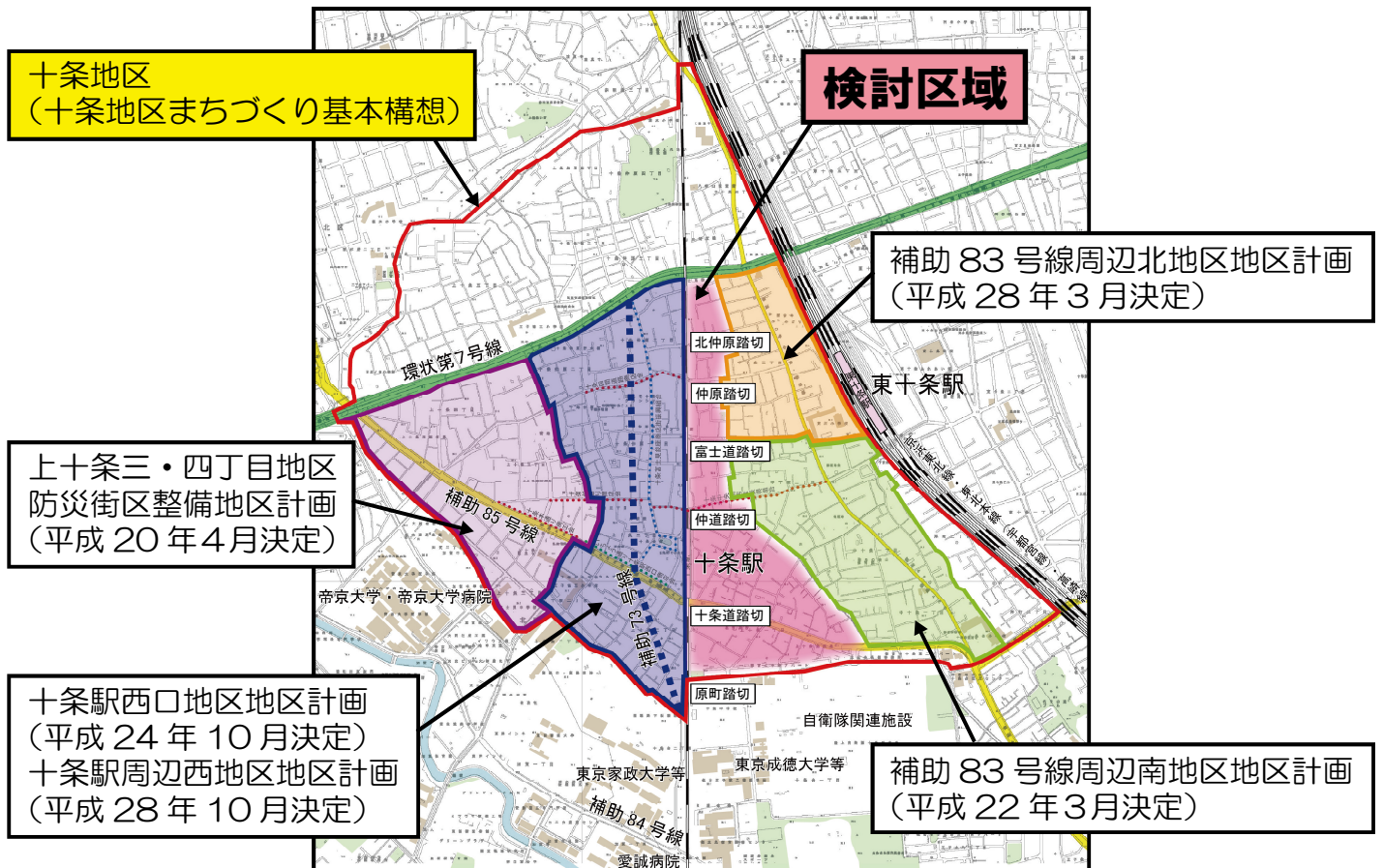
1 東口駅前の基盤整備

駅前にふさわしい環境空間や、駅利用者・通学者を中心とした安全でゆとりある駅前にふさわしい空間を確保するため、駅東側においても歩道や駅前の広場空間を整備します。これにより、十条駅の東西市街地が一体となった「にぎわいの拠点」を創出します。

2 安全で良好な環境の住宅地形成

十条駅東側は、木造住宅の密集地域として戸建の低層住宅や低・中層集合住宅を中心とした住宅地が広がっており、市街地の改善を図る必要があります。十条駅付近沿線の東側において、道路の整備に合わせて、防災性の向上や居住環境の改善を進めながら、安全で良好な環境の住宅地を形成するため、地区計画の導入を検討します。また、駅前にふさわしく「まちの顔」となる基盤整備など、魅力あるまちづくりを行っていきます。

【十条地区における地区計画策定状況】



● 鉄道附属街路の概要

番号	路線名	延長	幅員
鉄赤付1	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第1号線	約 40m	11m
鉄赤付2	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第2号線	約 170m	10m
鉄赤付3	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第3号線	約 210m	13.5m
鉄赤付4	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第4号線	約 160m	8.5m
鉄赤付5	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第5号線	約 120m	6m
鉄赤付6	東日本旅客鉄道赤羽線附属街路第6号線	約 280m	6m

道路の考え方

平面図



東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第1・2号線

- 防災上有効な車道幅員（6m）を確保し、災害時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える道路ネットワークを充実して、木造住宅密集市街地を改善
- 東西方向に整備されている現在の道路など、周辺道路との接続に配慮し、駅付近の道路ネットワークを強化・充実
- 駅南側の業務・教育・文化施設などの駅利用者・通学者の安全でゆとりある歩行空間を確保
- 歩道整備に合わせて電線類の地中化を検討

東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第3号線

- 防災上有効な車道幅員（6m）を確保し、災害時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える道路ネットワークを充実して、木造住宅密集市街地を改善
- 東西方向に整備されている現在の道路など、周辺道路との接続に配慮し、駅付近の道路ネットワークを強化・充実
- 駅東側の震災時の消防活動困難区域を解消
- 駅利用者の利便性や「にぎわいの拠点」として交流機能・景観機能を担う、歩行空間や環境空間を整備
- 駅前にふさわしい「まちの顔」となる整備を検討
- 歩道整備に合わせて電線類の地中化を検討

東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第4号線

- 防災上有効な車道幅員（6m）を確保し、災害時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える道路ネットワークを充実して、木造住宅密集市街地を改善
- 東西方向に整備されている現在の道路など、周辺道路との接続に配慮し、駅付近の道路ネットワークを強化・充実
- 歩行者の安全性、利便性向上のため、歩道整備により歩行空間を確保
- 歩道整備に合わせて電線類の地中化を検討

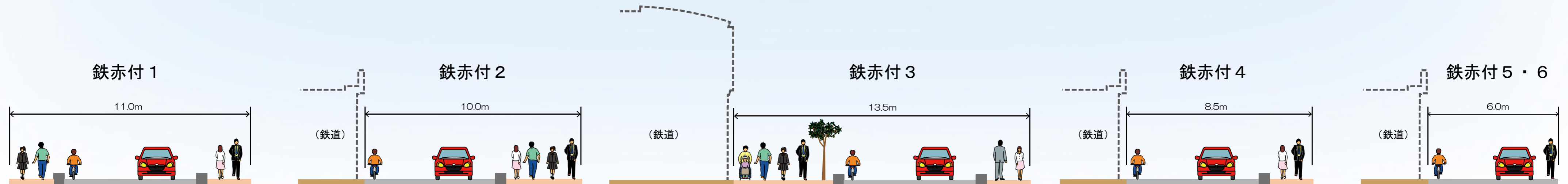
東日本旅客鉄道赤羽線付属街路第5・6号線

- 防災上有効な車道幅員（6m）を確保し、災害時の緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える道路ネットワークを充実して、木造住宅密集市街地を改善
- 東西方向に整備されている現在の道路など、周辺道路との接続に配慮し、駅付近の道路ネットワークを強化・充実
- 地域内の交通アクセスなど、日常生活の利便を向上

(承認番号) 28都市基街都第27号・平成28年5月19日
 28都市基交測第32号・平成28年6月17日
 (利用許諾番号) MMT 利用第27020号-41・平成28年7月27日
 ※この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)を使用したものである。
 ※無断複製を禁ずる。

道路機能

標準断面イメージ



※幅員は、都市計画案に基づく計画幅員です。また、断面構成については、今後の関係機関との協議により変更となる場合があります。

「十条駅付近沿線まちづくり」の概要

■防災性の向上

1 木造住宅密集市街地の改善

修復型まちづくり（地区計画の導入、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の実施など）の推進と、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動が行える道路整備により、市街地の改善を図ります。この道路は、防災上有効な道路（※1）を基本として整備を行います。

2 消防活動困難区域の解消

道路の整備により、十条駅東側に残る災害時の消防活動困難区域（※2）を解消します。この道路は、既存の幅員6メートル以上の東西方向道路と防災上重要なネットワークを確保するため、南北方向に道路を配置します。

※1：災害時に緊急車両の通行が可能であり、救急・消火や避難上有効な、車道が幅員6メートル以上の道路

※2：災害時に消防自動車（ポンプ車）が通行可能な幅員6メートル以上の道路ネットワークから半径140メートル以遠の区域

■道路の整備

1 駅付近道路網の強化

南北方向の道路の整備により、JR埼京線東側の周辺住宅地や駅南側の業務・教育・文化施設などと十条駅間の歩行者動線を確保し、「にぎわいの拠点」となる駅周辺の利便性や回遊性の向上を図ります。また、道路ネットワークを形成するため、既存道路との接続に配慮して道路を配置します。

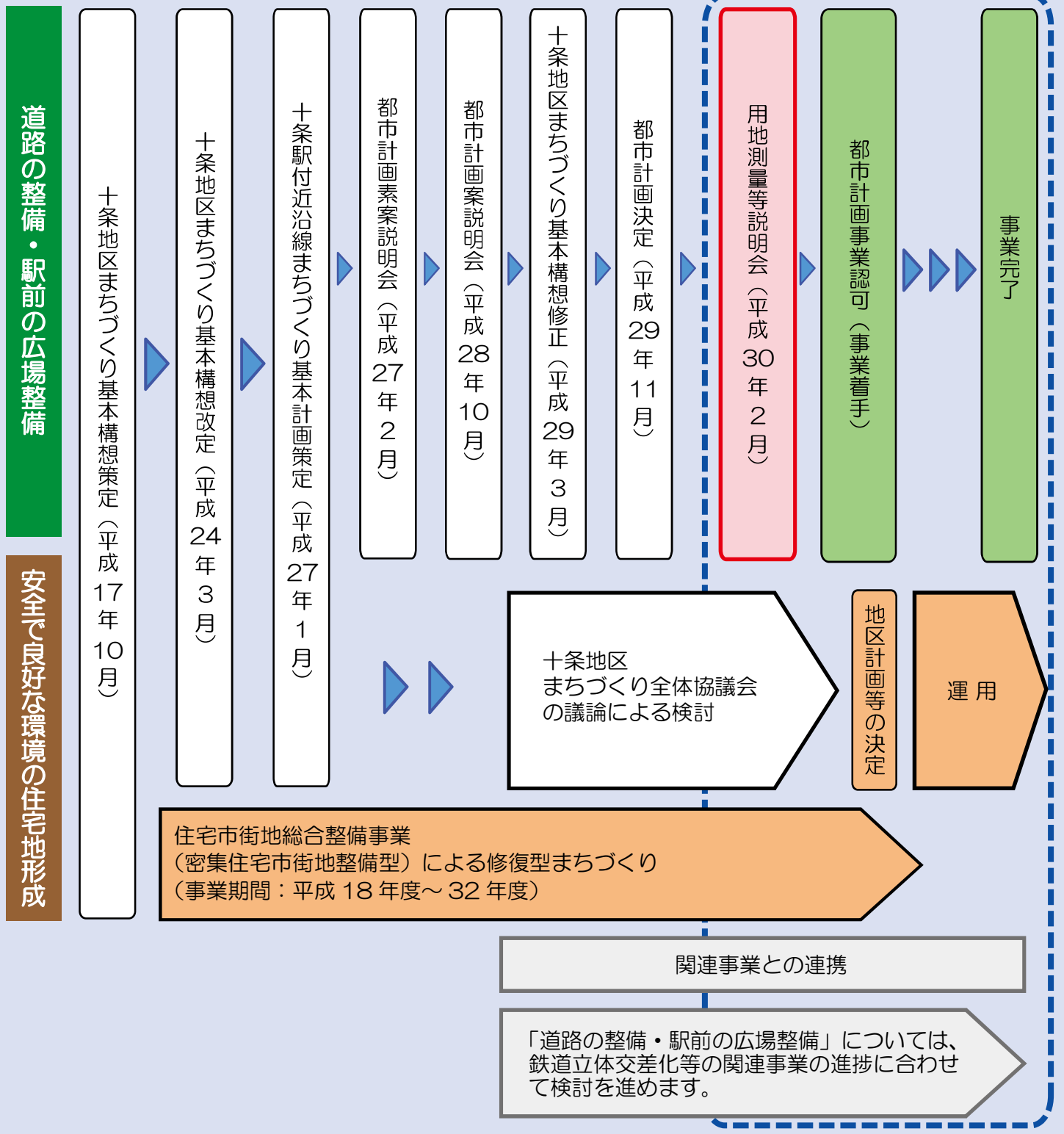
2 歩行空間の確保

十条駅付近の道路ネットワークの整備に合わせて、駅利用者・通学者を中心とした安全でゆとりある歩行空間を確保するため、歩道を整備します。これにより、「にぎわいの拠点」となる十条駅周辺の歩行者の回遊性を向上します。



凡例	【鉄道付属街路（都市計画案）】			
		道路（歩道あり）		幅員6m以上の道路（既存）
		道路（歩道なし）		幅員6m以上の道路（計画）
		駅前の広場空間		既存道路との接続
				歩行者動線の確保

十条駅付近沿線まちづくりの概ねの流れ（北区）



発行

北区 まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部
十条まちづくり担当課
（第1庁舎7階6番）

電話番号 03-3908-9162
ファクシミリ 03-3908-2244
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
ホームページアドレス <http://www.city.kita.tokyo.jp>

刊行物登録番号
29-2-076